

総務省の復興施策の
取組状況の取りまとめ
-公共インフラ以外の復興施策-

平成25年5月
総務省

| | | |
|---|-------------------------|-------------|
| 「緑の分権改革」による被災地の復興 | | |
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (1)災害に強い地域づくり | |
| 項 | ①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり | 作成年月 |
| 目 | (ii) | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み | | |
| 被災地の復興に向け、豊富な自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用し、域内循環を高めることにより、地域の自給力と創富力を高める取組を被災地で推進するため、平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災により被災した地方公共団体でモデル的な取組の実証調査を実施した。 | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| 多くの被災地において、地域が主体となった緑の分権改革の取組が展開されることにより、自立的な地域の再生と被災地の復興につなげる。 | | |
| 平成 25 年度予算における予算措置状況 | | |
| | | |
| 担当課室 | | |
| 自治行政局地域力創造グループ地域政策課 | | |

| 避難関係・無線の高度化 | | |
|---|---|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (1)災害に強い地域づくり | |
| 項 | ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 | 作成年月 |
| 目 | (ii) ※災害に強い情報連携システムについては5(3)⑨ (iii)にも再掲 | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行った（平成 23 年 12 月）。</p> <p>②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、要援護者の避難支援対策として、関係省庁で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）に基づき、市町村に対しては、「全体計画」等を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行う要請。</p> <p>③避難勧告等の発令基準等に係る点検等について（平成 23 年 10 月 4 日消防災第 319 号）により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。</p> <p>④避難勧告等の発令基準等の策定状況のフォローアップ 4 月 1 日時点の災害時要援護者の避難支援プランの策定状況及び 11 月 1 日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況のフォローアップを実施。</p> <p>⑤津波避難対策推進マニュアル検討会 東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村における津波避難計画の策定等を推進</p> | | |

するため、平成 14 年 3 月に作成された「津波対策推進マニュアル検討報告書」の見直しを行い、地方公共団体に周知した（平成 25 年 3 月）。

(チ) 無線の高度化について

① 消防救急無線のデジタル化の推進

消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、技術アドバイザーの派遣や整備マニュアルの策定等を行った。

② 防災行政無線の整備促進

防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内（パンフレット）の策定等を行った。

③ 東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、補助金（国庫 2 / 3）を交付した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○ 消防救急無線施設 のべ 24 団体、50 億 22 百万円

設備 のべ 30 団体、88 億 47 百万円

○ 防災行政無線施設 のべ 54 団体 85 億 91 百万円

設備 のべ 57 団体 43 億 39 百万円

④ 今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

なお、平成 25 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ 180 団体 35.1 億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ 131 団体 96.3 億円

○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）への補助金

92 団体 1 億円

また、平成 24 年度補正予算では、住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化するため、未整備団体における J-ALERT の受信機及び自動起動機の整備並びに被災地等の複数の情報伝達手段を自動起動するための整備に係る経費を全額交

付（28.4億円）。

なお、平成25年3月現在の交付決定状況は下のとおり。

○ J-ALERT受信機及び自動起動機 のべ115団体 14.6億円

また、平成24年度にJ-ALERTのバックアップ体制の整備を終えた。

⑤住民への災害情報伝達手段の多様化

住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進するため、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験の実施、推奨仕様書の策定、地方公共団体への整備費用の補助を行った。

当面(今年度中)の取組み

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①避難勧告等の発令基準等の策定状況のフォローアップ

平成25年4月1日時点の災害時要援護者の避難支援プランの策定状況及び平成25年11月1日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況のフォローアップを行う。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）等通信基盤の整備・高度化を進める。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化するため、未整備団体におけるJ-ALERTの受信機及び自動起動機の整備に加え、福島県においては複数の情報伝達手段を自動起動するための整備に係る経費を全額交付する(5億円)。また、地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣する。

中・長期的(3年程度)取組み

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発等

引き続き、地方公共団体の津波避難対策の推進を図るため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発やフォローアップなどに取り組む。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の整備

消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

②消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県への無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を引き続き図る。

③災害に強い情報連携システム

災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。

④住民への災害情報伝達手段の多様化

住民へ迅速かつ確実に情報を伝達するため、引き続き、J-ALERTによる複数の情報伝達手段の自動起動の促進を図る。

期待される効果・達成すべき目標

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

○地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、地方公共団体における具体的かつ実践的な避難訓練の実施などをはじめとする津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。

(チ)無線の高度化について

○地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。

○消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。

○地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。

○すべての市町村において、複数の情報伝達手段をJ-ALERTにより自動起動できるための整備を行う。

平成25年度予算における予算措置状況

(チ)無線の高度化について

・緊急消防援助隊設備整備費補助金

4,896 百万円(うち消防救急無線デジタル化 400 百万円)

・災害情報伝達手段の多重化・多様化の促進に要する経費 10 百万円

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報通信設備整備事業交付金(J-ALERTの整備) 1,384 百万円【24 年度1次補正予算繰越】 ・防災情報通信設備整備事業交付金(J-ALERTの整備) 500 百万円 |
| <p>担当課室</p> |
| <p>(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について 消防庁防災課</p> <p>(チ)無線の高度化について 消防庁防災情報室・国民保護室 ・ 総合通信基盤局電波部電波政策課・情報 流通行政局地域通信振興課</p> |

| 復興支援員の配置・自治体職員の派遣 | | |
|--|-----------------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (1)災害に強い地域づくり | |
| 項 | ⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 | 作成年月 |
| 目 | (ii) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地のコミュニティ再構築を図るため、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(概ね1年以上最長5年)従事する「復興支援員」制度を創設し、特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築し、人的支援をおこなっている。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>全国の市区町村職員はもとより、OB職員や民間企業等の人材の活用も図りながら、土木職等の専門的な職種を中心とした中長期的な派遣支援を行っていく。</p> | | |
| 中・長期的(3年程度)取組み | | |
| <p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体が、「復興支援員」を配置するに当たり、既に配置している団体のケーススタディ等を活用し、募集・研修・マネジメントの点でも、支援を行う。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p> | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| <p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> | | |

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

平成25年度予算における予算措置状況

担当課室

(復興支援員の配置について)

自治行政局地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室

(自治体職員の派遣について)

自治行政局公務員課

| 市町村庁舎機能の復旧の円滑な推進 | | |
|---|------------------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (1)災害に強い地域づくり | |
| 項 | ⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 | 作成年月 |
| 目 | (v) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>東日本大震災では、市町村の本庁舎そのものが津波により流出したり、原子力災害に伴い本庁舎から退避をしなければならない事態が生じており、市町村役場の機能の回復が喫緊の課題となっていることから、被災住民の支援の総合的な対策組織となるため機能の応急復旧の必要性が最も高い市町村の本庁舎の応急復旧や仮庁舎の整備にかかる経費について、平成 23 年度第1次補正において、国庫補助制度を創設。さらに、第3次補正予算においても追加して予算措置。</p> <p>また、市町村庁舎の復旧に必要な経費については、震災復興特別交付税で措置。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>市町村行政機能応急復旧補助金が適切に執行されるよう助言を行っていく。</p> <p>引き続き、市町村庁舎の復旧に必要な経費については、震災復興特別交付税で措置。</p> | | |
| 中・長期的(3年程度)取組み | | |
| <p>市町村の復興の段階では、新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。</p> <p>被災団体の財政需要を踏まえ、被災団体の財政運営に支障が生じないように取り組んでいく。</p> | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| 市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎機能の回復が期待される。 | | |
| 平成25年度予算における予算措置状況 | | |
| | | |
| 担当課室 | | |
| 自治行政局市町村課 | | |

| 情報通信技術を活用した医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進 | | |
|--|---------------------------|---------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (2) | |
| 項 | ①地域の支え合い | 作成年月 |
| 目 | (iii) ※(3)①(iv)(ハ)にも再掲 | 平成25年4月 |
| これまでの取組み | | |
| (情報通信技術の活用を含めた環境整備について) | | |
| <p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、関係機関間が連携し、情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性のある医療サービスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成24年度は被災地を含む5地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果の取りまとめを実施。</p> <p>※EHR (Electronic Health Record) : 医療・健康情報 (診療情報・健診情報等) を電子的に管理・活用できる仕組み。</p> <p>併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業))(平成24年度実績:3件)。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| (情報通信技術の活用を含めた環境整備について) | | |
| <p>被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対する財政的支援を引き続き実施(東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業))。</p> | | |
| 中・長期的(3年程度)取組み | | |
| (情報通信技術の活用を含めた環境整備について) | | |
| <p>被災地からの要望を踏まえつつ、医療機関の復旧に併せて、EHRの構築に対する支援を行い、東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。</p> | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| (情報通信技術の活用を含めた環境整備について) | | |
| <p>被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。</p> | | |
| 平成25年度予算における予算措置状況 | | |
| (情報通信技術の活用を含めた環境整備について) | | |
| <p>・被災地域情報化推進事業(東北メディカル・メガバンク計画)</p> <p style="text-align: right;">4,923百万円の内数【復興特会】</p> | | |

担当課室

情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室

| 災害に強い情報通信ネットワークや医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進 | | |
|--|--|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (3)地域経済活動の再生 | |
| 項 | ①企業、産業・技術等 | 作成年月 |
| 目 | (iv) ※(ロ)については⑨(iii)に再掲 (ハ)については(2)①(iii)の再掲 | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について</p> <p>東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成 23 年4月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年 12 月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発等の課題を整理。</p> <p>平成 23 年度補正予算(第3号)により、「災害時の通信の輻輳を軽減する技術」、「通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術」等の研究開発を実施。通常時の5倍以上の携帯電話音声需要にも対応可能となる技術や、3分以内に衛星通信の確立が可能となる小型地球局等の災害に強い情報通信技術を確立した。</p> <p>平成 24 年度予算により、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を開始。</p> <p>(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について</p> <p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、関係機関間が連携し、情報を安全かつ円滑に流通・連携することで、継続性のある医療サービスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成 24 年度は被災地を含む 5 地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果のとりまとめを実施。</p> <p>※EHR (Electronic Health Record) : 医療・健康情報 (診療情報・健診情報等) を電子的に管理・活用できる仕組み。</p> <p>併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業))(平成 24 年度実績:3 件)。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について</p> <p>「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を継続して実施するとともに、東北地方にテストベッド等の研究開発拠点を整備する。</p> | | |

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対する財政的支援を引き続き実施(東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業))。

中・長期的(3年程度)取組み

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

中期的な課題として、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等を確立する。

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

被災地からの要望を踏まえつつ、医療機関の復旧に併せて、EHRの構築に対する支援を行い、東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

災害時の通信の輻輳を軽減する技術、通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術等の研究開発を行うことで、災害時の情報伝達の基盤となる情報通信ネットワークの耐災害性の強化を実現する。

また、上記の研究開発の実施にあたっては、東北地方に整備予定のテストベッド等の研究開発拠点と連携することにより、これらと被災地域の大学等の知見や産業集積面での強みを最大限に活用し、産学官が連携した新たな研究開発イノベーション拠点の形成を実現し、当該拠点から研究開発成果等を国内外に積極的に情報発信する。

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。

平成25年度予算における予算措置状況

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

・災害時に通信処理能力を緊急増強する技術及び災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術に関する研究開発 3,100百万円【24年度補正予算繰越】

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

・被災地域情報化推進事業(東北メディカル・メガバンク計画)

4,923百万円の内数【復興特会】

担当課室

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

情報通信国際戦略局技術政策課(情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発)

情報通信国際戦略局宇宙通信政策課(災害時の有効な衛星通信ネットワーク技術に関する研究開発)

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課(災害時に通信処理能力を緊急増強する技術に関する研究開発)

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について
情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室

情報通信技術の利活用、情報通信基盤の復興、災害に強い情報通信ネットワークの構築等の推進

| | | |
|----------------------------|---|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (3) 地域経済活動の再生 | |
| 項 | ⑨ 交通・物流、情報通信 | 作成年月 |
| 目 | (iii) ※災害に強い情報通信ネットワークの構築については、一部(3)① (iv)の再掲 | 平成 25 年 4 月 |

これまでの取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組として、自治体クラウドの活用を推進してきたところ。東日本大震災における住民データの流失事例等を踏まえ、23年度第3次補正予算により、被災地の市町村が自治体クラウドを導入する事業に対し、その整備費用の一部を支援。
- 広域災害発生時における重要データ退避や業務処理継続を可能とする高信頼かつ大幅に省電力なクラウド間連携基盤の構築に向けた研究開発を実施。平成 24 年度は、長距離間及び3つ以上の複数クラウド環境を整備して総合評価実験を実施し、他クラウドへの処理機能の移行や、他のクラウドの処理機能の追加が可能なクラウド間連携技術を確認した。また、複数のデータセンターから構成される大規模なクラウドシステムにおいて、トラフィックの変化に応じて、ネットワーク機器等の稼働数や稼働箇所の適正な制御等を行う省電力化技術を確認した。また、セキュリティ上の課題を残したまま発展しつつあるクラウド環境を安心・安全なものとするための新たな情報セキュリティ対策技術の研究開発を実施した。
- 建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などをICカードで管理する就労履歴管理システムについて、平成 23 年度は、宮城県石巻市の応急仮設住宅の建設現場で先行的に導入。平成 24 年度は、福島市に対し、除染業務に就労履歴管理システムを導入するための費用の一部を補助。
- ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作ができるロボットの実用化に向け平成 25 年 3 月に技術実証を実施。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 通信ネットワークが被災した地域における通信手段を確保するため、自治体等からの要望を踏まえ、移動通信機器(衛星携帯電話 300 台、MCA※280 台及び簡易無線 1500 台)及び小型固定無線システム 100 対向を被災自治体等に貸与。可搬型衛星通信システム約 180 台を平成 23 年度末までの間配備。

※MCA(Multi-Channel-Access)

- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施。平成

24年度は、6市町村において、9事業を実施。

- 東日本大震災による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、地上アナログ放送の終了が平成24年3月31日までとなったことから、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただけるよう、デジサポ等による受信相談、共聴施設への技術支援等を強化し、予定どおり平成24年3月31日にデジタル放送への移行を完了。
- 被災地域のうち、津波による流出等により生活基盤に大きな被害を受けた地域において、復興計画に基づいて、光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援(平成24年度は3自治体において事業を実施)。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生により長時間にわたって電源が途絶した場合における通信を確保するため、総合通信局に移動電源車(小型移動電源車7台及び中型移動電源車3台)を配備し、東北総合通信局から南三陸町へ小型移動電源車1台を貸与。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援。
- 東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成23年4月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発の課題等を整理。
- 平成23年度補正予算(第3号)により、「災害時の通信の輻輳を軽減する技術」、「通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術」等の研究開発を実施。通常時の5倍以上の携帯電話音声需要にも対応可能となる技術、3分以内に衛星通信の確立が可能となる小型地球局等の災害に強い情報通信技術を確立した。
- 平成24年度予算により、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を開始。

当面(今年度中)の取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの全国展開を推進するため、自治体クラウドの導入に対する地財措置を講じるとともに、自治体の取組の障害となる事柄について調査研究等を実施することにより、自治体クラウドの活用を引き続き推進。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化に向け働きかけを行う。
- 就労履歴管理システムについて、福島市等における導入実績や効果を踏まえ、他の自治体にも導入に向けた働きかけを行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等を引き続き貸与する。また、保有する衛星携

帯電話等を被災地等に迅速に搬送・貸与できるように、関係機関と連携を強化するなど、対策を進める。

- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施する。また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等の通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な貸与を可能とする体制整備を行う。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援する。
- 地方公共団体等の所有する地域の地域公共ネットワークについて防災目的での多重化を行う取組や、これらに準ずるような公共性の高い民間事業者所有のネットワークについて多重化等を行う取組について支援する。
- 「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等について研究開発を継続して実施するとともに、東北地方にテストベッド等の研究開発拠点を整備する。

中・長期的(3年程度)取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの活用を引き続き推進。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化に向け働きかけを行う。
- 就労履歴管理システムについて、福島市等における導入実績や効果を踏まえ、他の自治体にも導入に向けた働きかけを行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等について、無償貸与を希望する自治体等に対し、引き続き貸与する予定。
- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧に対する支援を行う。また、高台移転等の復興に向けた街づくりを進めている地域において、超高速ブロードバンドの提供のための光ファイバ網等の設備や地上放送の難視聴解消のための共聴施設等、復興に必要な通信・放送基盤の整備を行う自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地域の防災訓練への参加や十分な周知活動等を通じた地方公共団体及び民間事業者との連携、移動電源車の保守管理等により、災害時の迅速な

貸与を可能とする体制整備を行う。

- 災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。
- 災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について、中期的な課題として、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「災害時に通信処理能力を緊急増強する技術」等を確立する。

期待される効果・達成すべき目標

(情報通信技術の利活用促進について)

- 災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用が促進される。
- 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保、作業員と作業内容のマッチング、退職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者の労働環境の改善を通じ被災地の迅速な復旧、復興を図る。
- 災害現場等において活用される災害対応ロボットに、研究開発の成果が活用されることが可能になる。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 被災地において情報通信手段が確保されることにより、被災自治体等における行政機能の維持や住民の情報入手・提供手段の確保を可能とする。
- 情報通信基盤の早期復旧や整備を図り、住みやすい環境を整備することにより、防災をはじめとするブロードバンドを活用した様々な公的アプリケーションの提供や放送の受信環境の整備等が実現され、被災地域の復旧・復興の促進及び被災者の暮らしの再生につながる。
- 相談体制の強化、共聴施設等への技術支援等を強化することにより、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただき、地上アナログ放送を円滑に終了し、地上デジタル放送への完全移行ができることとなる。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生のため広範囲にわたって、長時間停電した場合における通信手段等の安定的な提供が可能となる災害対策用移動電源車を貸し出すことにより、地方公共団体等の自主的な応急復旧の補完・支援が可能となる。
- 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。
- 災害時の通信の輻輳を軽減する技術、通信・放送インフラが地震等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術等の研究開発を行うことで、災害時の情報伝達の基盤となる情報通信ネットワークの耐災害性の強化を実現する。また、上記の研究開発の実施にあたっては、東北地方に整備予定のテストベッド等の研究開発拠点と連携することにより、これらと被災地域の大学等の知見や産業集積面での強みを最大限に活用し、産学官が連携した新たな研究開発イノベーション拠点の形成を実現し、当該拠点から研究開発成果等を国内外に積極的に情報発信す

る。

平成25年度予算における予算措置状況

(情報通信技術の利活用促進について)

- ・自治体クラウドの推進に向けた調査研究等 20 百万円

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- ・情報通信基盤災害復旧事業費補助金

97 百万円【復興特会】

- ・被災地域情報化推進事業(復興街づくりICT基盤整備事業)

4,923 百万円の内数【復興特会】

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- ・防災情報通信基盤構築事業 2,991 百万円【24 年度補正予算繰越】
- ・地域公共ネットワーク等強靱化事業 12,005 百万円【24 年度補正予算繰越】

- ・災害時に通信処理能力を緊急増強する技術及び災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術に関する研究開発 3,100 百万円【24 年度補正予算繰越】

担当課室

(情報通信技術の利活用促進について)

自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室(自治体クラウド)

情報通信国際戦略局研究推進室、情報流通行政局情報セキュリティ対策室、総合通信基盤局データ通信課、電気通信技術システム課(広域災害対応型情報通信技術の研究開発・実証)

情報流通行政局情報流通振興課(被災地就労履歴管理システム拡大)

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室(無線機の貸与)

総合通信基盤局電波部基幹通信課・総合通信基盤局電波部衛星移動通信課(被災地域における重要通信の確保)情報流通行政局地方情報化推進室(情報通信基盤の復旧)

総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課(被災地域ブロードバンド基盤整備支援)

情報流通行政局地上放送課(地上放送のデジタル化)

情報通信国際戦略局情報通信政策課(復興街づくりICT基盤整備)

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課(移動電源車の配備)

情報流通行政局地域通信振興課(災害に強い情報連携システムの構築)

情報流通行政局地域通信振興課・情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進

室・総合通信基盤局電気通信技術システム課(地域公共ネットワーク等の強靱化)

情報通信国際戦略局技術政策課(情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発)

情報通信国際戦略局宇宙通信政策課(災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術に関する研究開発)

総合通信基盤局電気通信技術システム課(災害時に通信処理能力を緊急増強する技術に関する研究開発)

被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や内外への正確な情報発信の強化

| | | |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (3)地域経済活動の再生 | |
| 項 | ⑨交通・物流、情報通信 | 作成年月 |
| 目 | (iv) ※海外への情報発信強化については5(4)③(i)にも再掲 | 平成 25 年4月 |

これまでの取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

- 財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」を、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録(平成 18 年)し、地方公共団体に無償で提供。東日本大震災後、被災者支援システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施。また、23 年度第 1 次補正予算で創設された「市町村行政機能応急復旧補助金」により、庁舎が津波で壊滅したり原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、被災者支援システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを整備する自治体に対して、その取組を支援。
- 平成 23 年度に、被災自治体からの要望等を踏まえ、被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保に係る取組を支援する補助金を創設。平成 24 年度までに、15 事業に対して交付決定。

(内外への正確な情報発信)

「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同製作番組を15本製作し、アジア諸国で放送を実施。

また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。

- ①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。
- ②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同製作し、海外での放送を実施。

当面(今年度中)の取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

○現在、内閣府(防災)において「被災者台帳」を法定に位置づけること等を内容とする災害対策基本法の改正の検討が進められており、関係省庁とも連携しながら、被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。

○地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立及び避難地域での住民同士のコミュニケーションの円滑化のため、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を正確・迅速に提供するための情報通信環境を構築する自治体に対して、その取組を支援する。

中・長期的(3年程度)取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。

期待される効果・達成すべき目標

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

○被災者の支援のためのシステムを活用することで、災害発生時の被災者証明の発行や仮設住宅の管理等、地方公共団体における被災者に対する生活支援業務が円滑化。

○地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を、地域内の住民及び仮設住宅や遠隔地に避難している住民に対して正確かつ迅速に提供することで、地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立や地元地域の活性化に寄与するとともに、住民の地域外へのさらなる避難を抑制する。

(内外への正確な情報発信)

日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。

平成25年度予算における予算措置状況

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

・被災地域情報化推進事業(ICT 地域のきずな再生・強化事業)

4,923 百万円の内数【復興特会】

担当課室

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

情報通信国際戦略局情報通信政策課 ・ 自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室

(内外への正確な情報発信)

情報流通行政局情報通信作品振興課

| スマートグリッドによるエネルギー利用の効率化 | | |
|---|----------------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (3)地域経済活動の再生 | |
| 項 | ⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上 | 作成年月 |
| 目 | (ii) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>ネットワークに接続された多数の機器から情報を収集し、宅内を中心とした機器を統合的に制御する「ネットワーク統合制御システム」に係る技術規格の標準化を推進する「ネットワーク統合制御システム標準化等推進事業」を実施。</p> <p>平成 24 年度においては、平成 23 年度第 3 次補正予算「被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業)」により、被災地域の地方公共団体等が、地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用機器・設備等を整備する際、その費用の一部を補助。会津若松市、足利市、久慈市、仙台市の 4 市にて事業を実施。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>平成 25 年度においても、「被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業)」として、被災地域の地方公共団体等が、地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用機器・設備等を整備する際、その費用の一部を補助。</p> | | |
| 中・長期的(3 年程度)取組み | | |
| <p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>上記の成果を踏まえ、スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ実現のための通信インタフェース標準の国際標準化に貢献。</p> | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| <p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>スマートグリッド実現のための通信インタフェース標準の導入を通じて、地域レベルでエネルギー利用の効率化を実現する。あわせて、通信インタフェース標準の国際標準化に貢献。</p> | | |
| 平成25年度予算における予算措置状況 | | |
| <p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>・被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業)</p> <p style="text-align: right;">4,923 百万円の内数【復興特会】</p> | | |
| 担当課室 | | |
| 情報通信国際戦略局通信規格課 | | |

| ICT を活用した CO2 排出量削減や省エネルギー対策の推進 | | |
|--|------------------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策の推進 | 作成年月 |
| 目 | (i)、(ii) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>平成 23 年度に、ICT による CO2 排出削減量計測手法を我が国主導で確立・国際標準化し、様々な分野での ICT を活用した CO2 排出削減の取組を促進する「グリーン ICT 推進事業」を実施した。</p> <p>平成 24 年度に、ICT を活用した CO2 排出量削減効果を検証し、ベストプラクティスモデルや環境影響評価手法を導出する「ICT 分野における低炭素社会促進事業」を実施した。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>平成 24 年度に引き続き、我が国と諸外国の環境負荷軽減技術の現状及び開発状況を調査し、それぞれの特性の比較を行い、我が国が最も優位性を発揮できる領域や評価軸を見つけ出すとともに、ICT による CO2 削減のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法を確立し、その成果を国際標準化するとともに、地域等への具体的な導入効果の検討を行い、被災地を含む各地域への環境負荷軽減型普及ICTシステム促進に向け展開を行う。</p> | | |
| 中・長期的(3 年程度)取組み | | |
| <p>引き続き、被災地を含む各地域への環境負荷軽減型ICTシステム普及促進に向けた成果の展開を行う。</p> | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| <p>ICT による CO2 排出削減評価手法及びベストプラクティスモデルの国際標準化等を通じ、電力使用量削減等の実現に向けた取組を推進する。</p> | | |
| 平成25年度予算における予算措置状況 | | |
| <p>・ICT 分野における低炭素社会促進事業 40 百万円の内数</p> | | |
| 担当課室 | | |
| <p>情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室</p> | | |

| 海外への情報発信の強化 | | |
|--|--------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ③世界に開かれた復興 | 作成年月 |
| 目 | (i) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| (コンテンツの海外への情報発信について) | | |
| <p>「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同製作番組を15本製作し、アジア諸国で放送を実施。</p> <p>また、「海外への情報発信の強化」(平成23年度3次補正)において、テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止。</p> <p>①被災地の復興をテーマとした番組を委託により42本製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送ネットワークでの放送やインターネットを活用しての世界への配信を実施。</p> <p>②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を16本を共同製作し、海外での放送を実施。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| | | |
| 中・長期的(3年程度)取組み | | |
| | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| (コンテンツの海外への情報発信について) | | |
| 日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。 | | |
| 平成25年度予算における予算措置状況 | | |
| | | |
| 担当課室 | | |
| (コンテンツの海外への情報発信について) | | |
| 情報流通行政局情報通信作品振興課 | | |

| 緊急消防援助隊の充実強化 | | |
|--|-------------------------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑤今後の災害への備え | 作成年月 |
| 目 | (v) ※緊急消防援助隊については、(vi)、(vii)に再掲。 | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(緊急消防援助隊の充実強化について)</p> <p>①緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 (以下、「基本計画」という。)</p> <p>緊急消防援助隊を構成する部隊の編成、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。</p> <p>②緊急消防援助隊設備整備費補助金</p> <p>基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)</p> <p>③緊急消防援助隊の装備(無償使用)</p> <p>緊急消防援助隊の活動に必要な設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものについては、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。</p> <p>④消防力の確実な被災地への投入</p> <p>ヘリコプターによる消防車両等の空輸に関する実用化に向けた調査・検証及び運用上の課題の調査を行っている。</p> <p>(救急・救助活動の充実強化について)</p> <p>①「平成 23 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、災害時における救急業務のあり方について検討し、情報通信網が途絶した場合を想定した救急搬送体制の強化の必要性、メディカルコントロール体制のあり方等について検討結果を報告した。</p> <p>②災害時における救助能力の向上を図るため、「消防・救助技術の高度化等検討会」において、救助体制、救助技術、救助資機材などの高度化等について検討している。平成24年度は、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故における消防活動や、近年の NBC 災害対応資機材の高性能化を踏まえ、NBC 災害対応力の向上や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、従前の</p> | | |

NBC 災害に関するマニュアルの内容の見直しについて検証・検討を行い、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」(中間検討結果)としてとりまとめた。

(情報伝達体制の整備について)

- ①東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、補助金(国庫2/3)を交付した。

なお、平成24年3月末現在の交付決定状況は下のとおり。

- 消防救急無線施設 のべ24団体、50億22百万円
- 設備 のべ30団体、88億47百万円
- 防災行政無線施設 のべ54団体 85億91百万円
- 設備 のべ57団体 43億39百万円

- ②今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、通信基盤を整備・高度化し、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)の整備に必要な経費を補助し、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

なお、平成25年3月現在の交付決定状況は下のとおり。

- 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金
 のべ180団体 35.1億円
- 消防救急無線のデジタル化への補助金
 のべ131団体 96.3億円
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への補助金
 92団体 約1億円

また、平成24年度補正予算では、住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化するため、未整備団体におけるJ-ALERTの受信機及び自動起動機の整備並びに被災地等の複数の情報伝達手段を自動起動するための整備に係る経費を全額交付(28.4億円)。

なお、平成25年3月現在の交付決定状況は下のとおり。

- J-ALERT受信機及び自動起動機 のべ115団体 14.6億円

また、平成24年度にJ-ALERTのバックアップ体制の整備を終えた。

- ③住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進するため、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験の実施、推奨仕様書の策定、地方公共団体への整備費用の補助を行った。

当面(今年度中)の取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

①基本計画の見直し

今後、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震や首都直下地震等の大規模地震等に備え、出動計画や部隊規模、受援体制のあり方などについて検討を行い、基本計画の見直しを行う。

②長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていく。

③消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、ヘリコプターによる空輸実用化に向けた実験等に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(救急・救助活動の充実強化について)

①災害時における救急業務のあり方にかかる検討

「平成 23 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、病院選定に支障をきたさないよう、救急搬送体制の強化を行うなど、引き続き必要な取組を推進していく。

②消防・救助技術の高度化等検討会

平成 24 年度に見直された内容を反映したマニュアルについてさらに検討を重ね、より具体的かつ実践的なものにしていくとともに、N 災害等に関する消防活動については、政府全体で進められている原子力災害対策制度の具体化の動向を踏まえつつ、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の改訂に向けて抽出された課題について継続して検討する。

(情報伝達体制の整備について)

①消防防災通信基盤の整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）等通信基盤の整備・高度化を進める。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進し、緊急時の情報伝達体制を早急に強化するため、未整備団体における J - A L E R T の受信機及び自動起動機の整備に加え、福島県においては複数の情報伝達手段を自動

起動するための整備に係る経費を全額交付する（５億円）。また、地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣する。

中・長期的(3年程度)取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

③緊急消防援助隊の受援体制のあり方

緊急消防援助隊の受援体制の強化のため、本年度の検討を踏まえ、適切な措置を講ずる。

(情報伝達体制の整備について)

① 消防防災通信基盤の整備

消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

② 消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を引き続き図る。

③ 住民への災害情報伝達手段の多様化

住民へ迅速かつ確実に情報を伝達するため、引き続き、J-ALERTによる複数の情報伝達手段の自動起動の促進を図る。

期待される効果・達成すべき目標

(緊急消防援助隊の充実強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(情報伝達体制の整備について)

- 地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。
- 学校・病院等において防災行政無線の通信機の整備を行う。
- 消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。
- すべての市町村において、複数の情報伝達手段をJ-ALERTにより自動起動できるための整備を行う。

平成25年度予算における予算措置状況

- ・救助技術の高度化等検討会 13 百万円
- ・緊急消防援助隊の設備装備の充実強化 678 百万円
- ・緊急消防援助隊の即応体制の強化 1,274 百万円【平成 24 年度補正予算繰越】
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金
(うち消防救急無線のデジタル化推進 400 百万円)
- ・防災情報通信設備整備事業交付金(J-ALERTの整備)
1,384 百万円【平成 24 年度補正予算繰越】
- ・防災情報通信設備整備事業交付金(J-ALERTの整備) 500 百万円

担当課室

(緊急消防援助隊の充実強化について)

消防庁広域応援室

(救急・救助活動の充実強化について)

消防庁救急企画室・消防庁参事官室

(情報伝達体制の整備について)

消防庁防災情報室・国民保護室

| 災害対応能力の向上 | | |
|---|---|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑤今後の災害への備え | 作成年月 |
| 目 | (vi) ※災害応急対策能力の強化については、(v)の再掲、また(vii)にも再掲。 | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| (災害応急対策能力の強化について) | | |
| ①緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 (以下、「基本計画」という。) | | |
| 緊急消防援助隊を構成する部隊の編成、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。 | | |
| ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 | | |
| 基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2) | | |
| ③緊急消防援助隊の装備(無償使用) | | |
| 緊急消防援助隊の活動に必要な設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものについては、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。 | | |
| ④消防力の確実な被災地への投入 | | |
| ヘリコプターによる消防車両等の空輸に関する実用化に向けた調査・検証及び運用上の課題の調査を行っている。 | | |
| ⑤緊急消防援助隊の受援体制のあり方に係る検討 | | |
| 大規模災害時における緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、受援体制のあり方について検討を行う。 | | |
| (消防団員の安全対策の推進について) | | |
| ①警防活動時等における安全管理マニュアル(改訂版)の送付 | | |
| 「警防活動時等における安全管理マニュアル」の改訂について地方公共団体に周知(平成 23 年3月 30 日消防消第 40 号、消防防第 129 号)し、改めて事故防止のための安全管理について徹底。 | | |
| ②緊急点検通知の発出 | | |

「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検通知(平成 23 年5月6日消防災第 157 号)」により、避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保について、各地方公共団体へ要請。

③被災地への消防車両等の緊急支援

被災地(岩手県・宮城県・福島県)では、活動に必要な消防車両等にも大きな被害が発生したことから、平成23年度第1次補正予算による設備の復旧が行われるまでの応急的措置として、(財)日本消防協会と連携し、全国の運用期間が経過した消防車両等を点検・整備し、被災地(岩手県・宮城県・福島県)に提供。

④消防団員の安全対策の推進

全国の消防団員が災害現場において、より安全に活動できるよう装備の充実強化を図る。特に東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、ライフジャケットなどの安全対策装備の整備に必要な経費を補助(国庫1/3)。

⑤消防団活動のあり方等に関する検討会

平成23年11月に関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、平成24年3月には津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知したところ。平成24年8月には、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等を含めた報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知したところ。

⑥災害対応指導者育成支援事業の実施

消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、47都道府県において、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った消防団員の育成を図った。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、国・都道府県・消防本部等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」を開催し、より効果的な惨事ストレス対策を検討した。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

①地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成23年12月とりまとめ)

②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会

地震の揺れや津波で被害を受けていた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成 23 年5月から開催、12 月 22 日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発出した。

さらに、危険物の規制に関する規則を改正し、予防規程に定めなければならない事項に、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することを追加した(平成 24 年 5 月)。

また、東日本大震災の実態調査を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討(平成 24 年6月から開催)し、平成 25 年3月に検討報告書を取りまとめた。

③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会)

東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直しを検討(平成 23 年6月から開催)し、平成 24 年 3 月、救急業務のあり方に関する検討会報告書を取りまとめた。

④消防・救助技術の高度化等検討会

東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故における消防活動や、近年のNBC 災害対応資機材の高性能化を踏まえ、NBC 災害対応力の向上や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、従前のNBC 災害に関するマニュアルの内容の見直しについて検証・検討を行い、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」(中間検討結果)として取りまとめた。

⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った(平成 23 年8月から開催、平成 23 年 12 月 16 日に検討報告書を取りまとめた。)。検討結果を受けて、平成 23 年 12 月 27 日付けで各地方公共団体へ通知を発出し、また、平成 24 年 5 月に危険物の規制に関する政令を改正した。

⑥コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故で見られる災害事象を踏まえ、災害シナリオ等の追加、避難計画の考え方等の追加を行い「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改定した。さらに、特定防災施設等(流出油防止堤等)の地震による影響評価について簡易な評価マニュアルを示した。また、

特定防災施設等の地震・津波への対処等に関しては、応急対策・代替措置等を示した。

また、東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行った。さらに、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行い、プロトタイプ車両の開発を行った。

⑦緊急度判定(トリアージ)体系の構築

東日本大震災を踏まえ、地域救護力の向上を図るため、平成24年度、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定(トリアージ)体系の構築・実証検証等を行い、傷病者の最終的な転帰等に関する分析を行った。

当面(今年度中)の取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①基本計画の見直し

今後、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震や首都直下地震等の大規模地震等に備え、出動計画や部隊規模、受援体制のあり方などについて検討を行い、基本計画の見直しを行う。

②長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていく。

③消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、ヘリコプターによる空輸実用化に向けた実験等に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(消防団員の安全対策の推進について)

①消防団を核とした地域総合防災力強化事業

地域防災を担う消防団が災害時に安全な活動を組織的にできるよう、大規模災害時の新たな安全管理マニュアルに基づく活動に必要な資機材及びその積載車の整備を行い、検証訓練を実施。検証訓練の結果を消防団の装備基準の見直しに反映させるとともに、報告書として取りまとめ共有することにより、全国において、地域の総合的な防災力の強化を図る。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会」における検討結果を踏まえ、

以下の取組を行う。

- ①消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発
- ②都道府県レベルでの広域的な体制整備及び専門家の確保に向けての働きかけ
- ③消防職団員の家族への惨事ストレスの周知・理解の促進
- ④消防庁の「緊急時メンタルサポートチーム」の充実

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

①コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行う。また、津波による水没地域における消火・救助・救急搬送消防活動に必要な技術検討を行う。

②石油コンビナート等の防災施設に関する検討

既存の流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等について耐浪性の向上策、迅速な補修、応急措置に向けた検討等を行う。

③大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成23年11月から平成24年3月の間に5回の検討会を開催、平成24年4月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知予定。

④東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策ガイドライン

東日本大震災を踏まえ、震災等に係る被害の軽減及び早急な施設の復旧に資するため、危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするための緊急対応マニュアルのガイドラインを作成する。

⑤消防・救助技術の高度化検討会

平成24年度に見直された内容を反映したマニュアルについてさらに検討を重ね、より具体的かつ実践的なものにしていくとともに、N災害等に関する消防活動については、政府全体で進められている原子力災害対策制度の具体化の動向を踏まえつつ、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の改訂に向けて抽出された課題について継続して検討する。

中・長期的(3年程度)取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に

即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

③緊急消防援助隊の受援体制のあり方

緊急消防援助隊の受援体制の強化のため、本年度の検討を踏まえ、適切な措置を講ずる。

(消防団の充実強化について)

消防団は、社会環境の変化や就業構造の変化により団員の減少や高齢化が進んでいる。地域の防災力を向上させるため、その中核となる消防団員の確保及び消防団活動への理解促進を進め、消防団の充実強化を図る。

(自主防災組織の育成等について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

- ①都道府県レベルでの広域的な体制整備を推進するため、都道府県、消防本部等の支援を行う。
- ②消防職団員の惨事ストレスに対応できる専門家(緊急時メンタルサポートチーム・地域メンタルサポートメンバー)を確保する。
- ③都道府県レベルでの体制が整備されるまでの間、地元の要請を踏まえつつ、必要とする消防本部等に「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、必要な助言等を行う。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動のあり方等消防防災技術の調査研究を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(災害応急対策能力の強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(消防団の充実強化について)

消防団の充実強化を図ることにより、地域の総合的な防災力の向上を図る。

(自主防災組織の育成等について)

自主防災組織の育成推進を通して、全国各地において安心安全なまちづくりを促進し、地域の防災力を向上させ、大規模災害時の被害軽減に寄与する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

消防職団員の惨事ストレスの緩和やPTSD等の発生予防、軽減等を図る効果が期待される。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。

平成25年度予算における予算措置状況

- ・消防団を核とした地域総合防災力強化事業
4,000 百万円【平成 24 年度補正予算繰越】
- ・惨事ストレス対策関連事業
29 百万円(消防職員:5 百万円、消防団員:24 百万円)
- ・緊急消防援助隊の装備の充実強化 678 百万円
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 4,896 百万円
- ・緊急消防援助隊の即応体制の強化 1,274 百万円【平成 24 年度補正予算繰越】
- ・石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化 10 百万円の内数
- ・緊急度判定(トリアージ)体系の構築
168 百万円【平成 23 年度 3 次補正予算繰越】
- ・救助技術の高度化検討会 13 百万円

担当課室

(災害応急対策能力の強化について)

消防庁広域応援室

(消防団の充実強化について)

消防庁防災課

(自主防災組織の育成等について)

消防庁防災課

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

消防庁消防・救急課

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

消防庁防災課

消防庁危険物保安室

消防庁救急企画室

消防庁参事官室

消防庁消防・救急課

消防庁特殊災害室

消防庁消防研究センター

| 災害対応能力の向上 | | |
|--|--|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑤今後の災害への備え | 作成年月 |
| 目 | (vii) ※防災訓練については、(ix)に再掲、また(x)にも一部関連。 広域応援体制の維持・強化については、(v)、(vi)の再掲。 | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| (防災訓練について) | | |
| ①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。 | | |
| ②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。 | | |
| ③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成・配布するとともに、その普及に努めた。 | | |
| ④関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知したところ。 | | |
| (広域応援体制の維持・強化について) | | |
| ①緊急消防援助隊登録隊数 緊急消防援助隊を構成する部隊の編成制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成25年度末までの登録目標を4,500隊規模に拡大し、強化を行っている。 | | |
| ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2) | | |
| ③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものの一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対し | | |

て無償で使用させることができることとしている。

④消防力の確実な被災地への投入

ヘリコプターによる消防車両等の空輸に関する実用化に向けた調査・検証及び運用上の課題技術的な課題の整理及び実現可能性の調査を行っている。

(地域防災計画の充実について)

①地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体の防災体制等の早急な点検を促すため、消防庁長官名で各都道府県知事あてに、「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）を発出した。

②地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。（平成 23 年 12 月とりまとめ）

③津波避難対策推進マニュアル検討会

東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村における津波避難計画の策定等を推進するため、平成 14 年 3 月に作成された「津波対策推進マニュアル検討報告書」の見直しを行い、地方公共団体に周知した（平成 25 年 3 月）。

当面（今年度中）の取組み

(防災訓練について)

①関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について引き続き検討を行う予定。

②①「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の地方公共団体に対する周知を引き続き行い、実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。

②地域防災力の強化を図るため、防災訓練の実施内容に関する調査を行い、課題等を抽出し、より効果的な訓練とするための方策を検討するとともに、先進的な事例を紹介し、さらなる地域住民主体のより実践的な防災訓練の普及に向けた検討を行う。

(広域応援体制の維持・強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる空輸実用化に向けた実験等実施条件を勘案した運用想定を作成並びに空輸車両及び資機材の選定に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(地域防災計画の充実について)

①市町村における災害対応力の向上等

地域防災計画の修正や津波避難計画の策定等への支援、市町村職員向けの研修会の開催といった市町村における災害対応力の向上などを図るため、災害に関する知識や経験が豊富な専門家等を市町村に派遣する。

中・長期的(3年程度)取組み

(防災訓練について)

①防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化

一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを中心に現在のコンテンツを見直すとともに、自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。

②実践的な防災訓練の普及

有識者も含めた実践的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。

(広域応援体制の維持・強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、

| |
|--|
| <p>空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。</p> <p>(地域防災計画の充実について)</p> <p>①「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発等 引き続き、地方公共団体の津波避難対策の推進を図るため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発やフォローアップなどに取り組む。</p> |
| <p>期待される効果・達成すべき目標</p> |
| <p>(防災訓練について)</p> <p>全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。</p> <p>(広域応援体制の維持・強化について)</p> <p>今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。</p> <p>(地域防災計画の充実について)</p> <p>地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、実践的な避難訓練の実施などといった津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。</p> |
| <p>平成25年度予算における予算措置状況</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害対応支援事業 8百万円 ・緊急消防援助隊装備の充実強化 678 百万円 ・緊急消防援助隊の即応体制の強化 1,274 百万円【平成 24 年度補正予算繰越】 ・実践的な防災訓練の普及に向けた検討 14 百万円 |
| <p>担当課室</p> |
| <p>(防災訓練について)</p> <p>消防庁防災課・消防庁応急対策室</p> <p>(広域応援体制の維持・強化について)</p> <p>消防庁広域応援室</p> <p>(地域防災計画の充実について)</p> <p>消防庁防災課</p> |

| 防災教育・訓練など防災意識の向上 | | |
|---|--------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑤今後の災害への備え | 作成年月 |
| 目 | (ix) ※一部(x)にも関連 | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。</p> <p>②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。</p> <p>③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成・配布するとともに、その普及に努めた。</p> <p>④市町村における津波避難計画の策定を推進するため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を公表するとともに、同報告書の内容に沿った啓発用DVDを作成し、住民の津波避難の普及・啓発に努めた。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>①消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」のコンテンツの更新を行う。</p> <p>②関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について引き続き検討を行う予定。</p> <p>③「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の周知を行い、実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。</p> <p>④東日本大震災の体験・教訓を伝承するため、被災地の消防団員や自主防災組織などの地域防災の担い手を語り部として全国の市町村、消防団、自主防災組織、学校などで行われる防災研修会等へ派遣する。</p> | | |
| 中・長期的(3年程度)取組み | | |
| <p>①津波避難に係る普及・啓発等 引き続き、住民の避難に係る普及・啓発に努めるとともに、語り部の派遣等を通</p> | | |

| |
|---|
| <p>じ、貴重な体験や教訓が次世代に継承されるよう取り組む。</p> <p>②防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化</p> <p>一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを中心に現在のコンテンツを見直すとともに、自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。</p> <p>③実践的な防災訓練の普及</p> <p>有識者を含めた実践的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。</p> |
| <p>期待される効果・達成すべき目標</p> |
| <p>全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。</p> |
| <p>平成25年度予算における予算措置状況</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策の推進に要する経費 25 百万円 ・高度消防防災情報通信体制の整備に要する経費 17 百万円 ・実践的な防災訓練の普及に向けた検討 14 百万円 ・災害伝承10年プロジェクト 12 百万円 |
| <p>担当課室</p> |
| <p>消防庁防災課 ・ 消防庁応急対策室</p> |

| 消防機関等の活動にかかる記録の継承 | | |
|---|--------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑤今後の災害への備え | 作成年月 |
| 目 | (x vii) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。</p> <p>○写真等の情報の収集を行っている。</p> <p>○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。</p> <p>○東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめた。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |
| <p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p> | | |
| 中・長期的(3年程度)取組み | | |
| <p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。</p> | | |
| 期待される効果・達成すべき目標 | | |
| <p>(消防機関等の活動についての情報収集について)</p> <p>○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。</p> <p>○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。</p> | | |
| 平成25年度予算における予算措置状況 | | |
| | | |
| 担当課室 | | |
| 消防庁総務課 | | |

| 震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究 | | |
|---|----------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承 | 作成年月 |
| 目 | (i) | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)</p> <p>①地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会 東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成 23 年 12 月とりまとめ)</p> <p>②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会 地震の揺れや津波で被害を受けていた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成 23 年 12 月 22 日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発出した。)</p> <p>さらに、危険物の規制に関する規則を改正し、予防規程に定めなければならない事項に、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することを追加した(平成 24 年 5 月)。</p> <p>また、東日本大震災の実態調査を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討(平成 24 年 6 月から開催)し、平成 25 年 3 月に検討報告書を取りまとめた。</p> <p>③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会) 東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直しを検討(平成 23 年 6 月から開催)し、平成 24 年 3 月、救急業務のあり方に関する検討会報告書を取りまとめた。</p> <p>④消防・救助技術の高度化等検討会 東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故における消防活動や、近年の NBC 災害対応資機材の高性能化を踏まえ、NBC 災害対応力の向上</p> | | |

や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、従前のNBC災害に関するマニュアルの内容の見直しについて検証・検討を行い、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」(中間検討結果)としてとりまとめた。

⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った(平成23年8月から開催、平成23年12月に検討報告書を取りまとめた)。検討結果を受けて、平成23年12月27日付けで各地方公共団体へ通知を発送し、また、平成24年5月に危険物の規制に関する政令を改正した。

⑥コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故で見られる災害事象を踏まえ、災害シナリオ等の追加、避難計画の考え方等の追加を行い「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改定した。さらに、特定防災施設等(流出油防止堤等)の地震による影響評価について簡易な評価マニュアルを示すとともに、特定防災施設等の地震・津波への対処等に関しては、応急対策・代替措置等を示した。

また、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行った。さらに、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行い、プロトタイプ車両の開発を行った。

⑦石油コンビナート災害対策のあり方

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故を受け、石油コンビナート防災の強化のための考え方を示すとともに、石油コンビナート等防災本部における情報把握、事業所における通報連絡や情報共有の徹底強化、住民への情報提供及び避難誘導等個別の応急対策について整理し、関係道府県に対して示した。

⑧緊急度判定(トリアージ)体系の構築

東日本大震災を踏まえ、地域救護力の向上を図るため、平成24年度、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定(トリアージ)体系の構築・実証検証等を行い、傷病者の最終的な転帰等に関する分析を行った。

当面(今年度中)の取組み

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

①コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行う。また、津波による水没地域における消火・救助・救急搬送に必要な技術検討を行う。

②石油コンビナート等の防災施設に関する検討

既存の流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等について耐浪性の向上策、迅速な補修、応急措置に向けた検討等を行う。

③大規模災害時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成23年11月から平成24年3月の間に5回の検討会を開催、平成24年4月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知予定。

④東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策ガイドライン

東日本大震災を踏まえ、震災等に係る被害の軽減及び早急な施設の復旧に資するため、危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするための緊急対応マニュアルのガイドラインを作成する。

⑤石油コンビナート防災体制の充実・強化に関する検討

自衛防災組織が定める防災規程等の作成指針の見直し、大容量泡放射システムの運用の見直し、石油コンビナート事故発生時の石油コンビナート等防災本部の活動のあり方、関係者間でのリスクコミュニケーションのあり方等について検討を行う。

⑥消防・救助技術の高度化検討会

平成24年度に見直された内容を反映したマニュアルについてさらに検討を重ね、より具体的かつ実践的なものにしていくとともに、N災害等に関する消防活動については、政府全体で進められている原子力災害対策制度の具体化の動向を踏まえつつ、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の改訂に向けて抽出された課題について継続して検討する。

中・長期的(3年程度)取組み

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動の在り方等消防防災技術の調査研究を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)

消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。

平成25年度予算における予算措置状況

- ・ 石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化 10百万円の内数
- ・ 東日本大震災復旧・復興に係る震災を踏まえた調査解析及び情報収集対応
168百万円の内数【平成23年度3次補正予算繰越】
- ・ 緊急度判定（トリアージ）体系の構築
114百万円【平成23年度3次補正予算繰越】
- ・ 救助技術の高度化等検討会 13百万円
- ・ 東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のガイドライン作成
14百万円

担当課室

消防庁防災課
消防庁危険物保安室
消防庁特殊災害室
消防庁救急企画室
消防庁参事官室
消防庁消防研究センター

| 災害の記録と伝承 | | |
|--|----------------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所 | | 府省名 |
| 章 | 5 復興施策 | 総務省 |
| 節 | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり | |
| 項 | ⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承 | 作成年月 |
| 目 | (ii) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み | | |
| <p>(被災地域における公文書等の保存・保全について)</p> <p>国立国会図書館とともに、地方自治体宛てに震災関連の文書等の適切な保存・管理を要請するにあたり、保存の対象とする被害の範囲、文書等の種類、要請の時期等について検討しているところ。</p> <p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。 ○写真等の情報の収集を行っている。 ○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。 ○東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめた。 <p>(情報発信について)</p> <p>これまで図書館、美術館、博物館、公文書館(MLA)の文書資産を対象としたデジタルアーカイブに関する調査研究を実施。平成 23 年度は、デジタルアーカイブ推進に向けた取組の方向性の検討を行うため、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を開催し、研究会提言「知のデジタルアーカイブ —社会の知識インフラの拡充に向けて—」及び「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」をとりまとめ、公表した。</p> <p>平成 24 年度は、国立国会図書館と連携し、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」を構築し公開するとともに、被災地において5つの震災関連デジタルアーカイブを構築して「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」と連携する実証を実施し、「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」を策定した。</p> | | |
| 当面(今年度中)の取組み | | |

(被災地域における公文書等の保全・保存について)

地方自治体に対し、あらゆる機会を通じて、震災関連の文書等の適切な保存・管理を要請する。

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

東日本大震災の体験・教訓を伝承するため、被災地の消防団員や自主防災組織などの地域防災の担い手を語り部として全国の市町村、消防団、自主防災組織、学校などで行われる防災研修会等へ派遣する。

(情報発信について)

平成 24 年度取組の成果を生かし、情報通信技術を活用した震災の記録・記憶を収集・保存・活用するシステム(デジタルアーカイブ)を構築する被災自治体に対する支援を行う。

中・長期的(3 年程度)取組み

(被災地域における公文書等の保全・保存について)

震災関連の文書等の適切な保存・管理の実現に向けて、国会図書館と地方自治体との連絡調整を行う。

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

消防本部における資料の収集や語り部の派遣等を通じ、貴重な体験や教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。

(情報発信について)

情報通信技術を活用した震災の記録・記憶を収集・保存・活用するシステム(デジタルアーカイブ)を構築する被災自治体に対する支援を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(被災地域における公文書等の保全・保存について)

地方自治体において文書等の適切な保存・管理を図ることにより、大震災の記録を残し、その教訓を次世代に伝承するとともに、今後の防災対策に資することができる。

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。

○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築や地域住民の防災意識の向上に寄与する。

(情報発信について)

東日本大震災に関する記録を残し、次世代への継承を目指す。

平成25年度予算における予算措置状況

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

・災害伝承10年プロジェクト 12百万円

(情報発信について)

・被災地域情報化推進事業(被災地域記録デジタル化推進事業)

4,923百万円の内数【復興特会】

担当課室

(被災地域における公文書等の保全・保存について)

自治行政局地域力創造グループ地域政策課

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

消防庁総務課

消防防災課

(情報発信について)

情報流通行政局情報流通振興課